

## 2010年11月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第34号](#) 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書
- [意見書（案）第35号](#) 公契約に関する基本法の制定を求める意見書
- [意見書（案）第36号](#) 米軍普天間基地移設の日米合意の見直しを求める沖縄県議会及び那覇市議会意見書を尊重し、国政に反映させるための最善の努力を行うことを求める意見書
- [意見書（案）第37号](#) 「子ども・子育て新システム」の保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第38号](#) 都市再生機構の民営化をやめ、公的な責任を果たすことを求める意見書
- [意見書（案）第39号](#) 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府の誠実な対応を求める意見書
- [意見書（案）第40号](#) 県立高校の「統合・再編計画」の中止を求める意見書
- [意見書（案）第41号](#) 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書
- [意見書（案）第42号](#) ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書
- [意見書（案）第43号](#) 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

## 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉に関する意見書（案）

【共産党、湖誠、大志提案】

政府は、平成 22 年 11 月 9 日「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、この中で環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、交渉の参加・不参加の判断は先送りにしたものの「関係国との協議を開始する」としたところである。

基本方針では、わが国農業分野について「国を開く」ことを目標に掲げているが、わが国は世界最大の農産物純輸入国であることから、農業分野は既に十分に開かれており、国民の圧倒的多数が望むのは食料自給率の向上である。

仮に今後、政府がすべての品目を自由化交渉対象とし、ＴＰＰ交渉に参加する判断を行えば、食料自給率の向上どころか国内農業を崩壊させることにつながる。農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内生産の崩壊、関連産業の廃業、地方の雇用喪失により、地域経済・社会にも壊滅的な打撃を与えることは明らかである。

加えて、ＷＴＯ農業交渉における「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」という高い理念の実現に向けた取り組みは、一瞬にして水泡に帰し、多くの国々や関係者の信頼を裏切る背信行為となるものである。

こうしたわが国の将来に関わる重要な課題を包含していることに鑑み、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要である。

よって国及び政府においては、わが国の農業振興や食料安全保障をはじめ、地域経済・社会に与える影響を十分考慮し、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

### 記

1. 関税撤廃が原則であるＴＰＰ交渉への参加は、国内農業へ甚大な影響を与えるのみならず、わが国の食料事情を極めて危険な状況に追い込み、食料安全保障の観点から国の存続を危うくする可能性が高いため、交渉への参加は断じて行わないこと。
2. 今後、国際貿易交渉に当たっては「多様な農業の共存を基本理念として、食料安全保障の確保や農業の多面的機能の発揮を図るなど、日本提案の実現を目指す。」というこれまでのわが国の基本方針を堅持し、食の安全・安定供給・食料自給率の向上等を損なうことは行わないことを基本とする「食料・農業・農村基本計画」の方針を貫徹すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）

【市民ネ提案】

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このような中、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争と相まって低価格、低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げ解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるよりよい社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険関係法の遵守を徹底させることが必要である。さらに、男女共同参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められている。また、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに、地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務である。

よって国及び政府においては、以上の点を踏まえた上で、下記の事項について早期に実施されるよう強く要望する。

### 記

1. 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、並びに職場の安全確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。
2. 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守や社会保険関係法の遵守を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## **米軍普天間基地移設の日米合意の見直しを求める沖縄県議会及び那覇市議会意見書を尊重し、国政に反映させるための最善の努力を行うことを求める意見書（案）**

【共産党、社民提案】

政府は5月28日、米軍普天間基地の「移設先」を沖縄県の名護市辺野古にすることを明記した「日米合意」を共同発表した。

この日米合意に対し、6月7日に那覇市議会そして7月9日には沖縄県議会において「日米合意の見直し・撤回を求める意見書」がそれぞれ全会一致で採択された。沖縄県議会意見書では、この日米合意が「県内移設反対という沖縄県民の総意を全く無視するもので、しかも県民の意見を全く聞かず頭越しに行われたものであり、民主主義を踏みにじる暴挙として、また沖縄県民を愚弄するものとして到底許されるものではない。」とし「沖縄県民の願いは、基地のない平和で安全な郷土をつくることであり、このことは本県議会が再三にわたり県内移設反対を議決したのをはじめ9万人余が参加した4月25日の県民大会、県内全市町村長の反対表明、マスコミの世論調査などで明確に示されている。」と述べられている。

地方自治の本旨が住民意思を実現することであることは言うまでもない。自治体はその実現に向けて日々具体的に懸命に取り組んでおり、このような自治体に協力し、支援することで、国は国民の幸福を実現できると確信している。外交や安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することであり、この根本にあるのは、やはり住民の意思にほかならない。

戦後65年間一貫して過重な基地負担を強いられ、今また新たな基地を押しつけられようとしている沖縄県民の心情を思い、さらに地方自治体において明確にされた住民意思を尊重すること抜きに、地方自治体の発展と住民の幸福は実現できないとの立場から、国及び政府においては、沖縄県議会及び那覇市議会において全会一致で決議された「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書」に示された住民意思を尊重し、国政に反映させるための最善の努力を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 「子ども・子育て新システム」の保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、「子ども・子育て新システム」の基本制度案要綱を決定し、次期通常国会に提出し、平成25年度からの本格実施へ向け、具体化を進めようとしている。

しかしその内容は、保育所、幼稚園、認定こども園を「こども園」に一元化し、直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度改革をモデルにした保育制度改革を行い、福祉としての保育制度を根本から変えるものとなっている。

また、財政を子ども・子育て包括交付金として市町村に交付し、地域の裁量によって事業や給付を図るとしており、これは市町村の財政等によって保育・子育て事業の水準に格差が生じることが懸念される。また、一定の条件を満たせば株式会社などの参入や撤退も自由になり、就学前の子ども達の保育・教育、子育て支援を儲けの対象にし、保育・子育てを産業化する方向を打ち出すものである。

「新システム」が実施されると、保育や教育・子育て支援の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育・教育のレベルにも格差が生じることになりかねない。しかもそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所の制度を十分に吟味することなく一元化することは現場の実情を踏まえない拙速なやり方で問題がある。

今必要なことは、国や地方自治体の公的責任で全国どの地域においても子どもたちの健やかな育ちを保障することである。

よって国及び政府においては、下記の諸点を実行するよう強く求めるものである。

### 記

1. 「子ども・子育て新システム要綱（案）」の検討は中止すること。
2. 地方自治体が、待機児童解消のために保育所を整備できるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
3. 幼保一元化を含む保育制度改革に当たっては拙速な結論は避け、慎重に審議し、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は導入しないこと。
4. 保育水準低下につながる国の保育所最低基準は廃止・引き下げを行わず、抜本的に改善すること。
5. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
6. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、仕事と子育ての両立が図られるよう、社会的環境整備を図ること。
7. 保育や子育て、子育て支援に関し一括交付金化は行わないこと。また民間保育所運営費の一般財源化についても行わず、公立保育所運営費・施設整備費を国庫補助負担金に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 都市再生機構の民営化をやめ、公的な責任を果たすことを求める意見書（案）

【共産党提案】

4月の「事業仕分け」で「民営化」が提示され、都市再生機構（UR）の見直しを検討していた国土交通省の「都市再生機構のあり方に関する検討会」は、「A：完全民営化」「B：政府出資の特殊会社化」「C：新しい公的機関化」の3案を検討し、委員の意見を示した報告書を提出した。

報告を受けた馬淵国交相は、「民間会社化することは現実性に乏しい」とした上、「社内分社化した新しい公的法人にするか、全額政府出資の特殊会社とするか検討したい」と発言している。

賃貸住宅団地については、「ストック（在庫）の削減を進めることにより、資産・負債の圧縮を図る」と、前政権時の10年間で10万戸を対象に5万戸を削減する「ストック再生・再編方針」を一層進める方向を明らかにした。

しかし、機構は2004年に都市基盤整備公団から独立行政法人に移行して以降、賃貸住宅部門の業務を縮小し、もっぱら不良債権化した大企業跡地の買い取りや国際競争力強化のためと称する都市再生事業に特化してきたが、その結果4,000億円を越す繰越欠損金（累積赤字）を抱えることとなった。

一方で、賃貸住宅部門は600億円に達する黒字経営であるにも関わらず、3年ごとの家賃値上げを行い、住宅の修繕や改修を後回しにするなど、高齢・低所得化が進む居住者の生活に追い打ちをかけ、居住の不安を高めてきた。

都市再生事業は廃止を含め抜本的に見直し、賃貸住宅部門とは完全に切り離すべきである。UR賃貸住宅のあり方については検討会の委員からも「大都市部において、高齢者層の爆発的な増加を踏まえれば、住宅政策、福祉政策における役割が機構には期待され、公的機関が事業を継続する必要性も認められ得る」との意見が出されており、公共住宅としての役割を明確にすることが重要である。

賃貸住宅の家賃も、市場動向に連動させる「近傍同種家賃」ではなく、収入に応じた制度などに改め、高齢者や低所得者などが安心して住み続けられるようにすべきである。

よって国及び政府においては、都市再生機構の民営化をやめ、居住者の生活の安定を第一にして、公的な責任を果たすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府の誠実な対応を求める意見書（案）

【共産党提案】

2007年7月30日、アメリカ下院議会は全会一致で、「日本軍が女性を強制的に性奴隷にした」ことを「公式に認め」「謝罪する」よう日本政府に求める決議を採択した。

当時の安倍晋三首相は、この決議採択を「残念なことだ」と評し、生存する犠牲者に日本政府は公式謝罪しないことを強くほのめかした。

これは、1993年の河野洋平官房長官の談話と矛盾する態度である。このような態度をとっていても、これまでに日本政府が口にしてきた「謝罪」が、本心とかけ離れた、口先だけのものであると受け取られても仕方がない。また村山首相のお詫びの手紙と共に一部の被害者に届けられた「女性のためのアジア平和国民基金」は、国際社会の批判をかかわすための欺瞞であったのではないかと問われても仕方がない。

日本政府に謝罪と賠償、歴史教育などを求める決議案は、アメリカの議会決議に続いて、11月にオランダとカナダで、12月31日にはヨーロッパ議会で、採択された。

日本政府が日本軍「慰安婦」の被害にあった女性たちに対して、いまだに公式の謝罪もせず、補償もせず、真相究明や責任者処罰をしないばかりか、教科書からもその記述を消し去って、無かったことにしようとしていることに対して、世界各国で批判の声が高まっているのである。

従軍慰安婦問題の解決は、日本国民自身にとって、過去の過ちに真摯に向き合い、将来にわたってこれを繰り返さない誓いとすることや、近隣諸国との平和・友好を築いていくためにも極めて重要な意味を持っている。

よって国及び政府においては、1993年の河野洋平官房長官の談話を踏まえ、日本軍「慰安婦」問題の真相究明を行うとともに謝罪と補償を行い被害者の尊厳回復に努めること、歴史教育にこれを反映させるなど誠実な対応を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 県立高校の「統合・再編計画」の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

現在、滋賀県教育委員会は県立高校の「統合・再編計画」を進めようとしている。高校の適正規模を1学年「4～8学級」から「6～8学級」に変えたことにより、7校から12校が減らされることが予測されている。

県教育委員会は、「子どもの減少」と「財政難」を統廃合の理由としているが、この先10年間の高校生の数は増えこそすれ減らないことが明らかであり、また県立全日制高校生一人当たりの県の支出は、全国的に見ても44位から47位の最下位レベルであって、いずれも統廃合の論拠とはならないものである。

県立高校が減らされ大規模校が増えることにより、大きな弊害が起こることが懸念されている。第一に、公立高校の募集枠が狭くなり、私立高校に行かざるを得なくなる生徒が増え、不況と所得減のもとでの経済的負担の増大により進学そのものができなくなる生徒が生まれるおそれがある。第二に、マンモス校が増えることにより教師の目が届かなくなって教育力の低下を招くとともに、生徒同士のつながりが薄れることになる。第三に、地域と高校のつながりが薄れるとともに、通学の時間や費用の負担が重くなることなどである。

今、県の動きを知った人たちから、地元の高校を守ろうと声が上げられているが、今回の方針について、県民の多くにはまだ広く知られているとは言えず、そのような中で拙速に統廃合を行うことは、子どもたちの未来に禍根を残すことになる。

よって滋賀県においては、公教育と子どもの未来を守るために以下のことを実行するよう強く求めるものである。

### 記

1. 県立高校の「統合・再編計画」はいったん中止すること。
2. 広く県民の意見を聞き、県民の合意を踏まえて今後の方向を決めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書（案）

【公明提案】

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持っている。

今年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものであり、患者にとっては朗報である。

しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）についてはいまだ保険適用されず、高額な医療費負担に患者及びその家族は、依然として厳しい環境下に置かれている。

よって国及び政府においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するべく、下記の施策を実施するよう強く求める。

### 記

1. 平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月について中間目標数を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、本年度中に診断基準を定めること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
3. 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書（案）

【公明提案】

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）は、致死率の高い「成人T細胞白血病（ATL）」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「脊髄疾患（HAM）」等を引き起こす。国内の感染者数（キャリア）は100万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵する。毎年約1,000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいる。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていない。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めている。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことである。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあり、このような母親の苦悩は言葉では言い表せない。これに対し、一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止している。

平成22年10月6日、厚生労働省は、官邸に設置された「HTLV-1特命チーム」における決定を受け、HTLV-1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、通知を改正し、各自治体に発出した。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることになる。そのためには、医療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠である。

よって国及び政府においては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の感染拡大防止に伴う「HTLV-1総合対策」を推進するため、下記の項目について早急に実現するよう強く要望する。

### 記

1. 医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急を実施すること。
2. HTLV-1母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
3. 相談支援センターを設置し、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。
4. 感染者及び発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。
5. 発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
6. 国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
7. 発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書（案）

【公明提案】

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7～9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針をまったく示すことはなく、「政策の予見性」が欠如していると言わざるを得ない。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにも関わらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることによって資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響する。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要である。年末、年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって国及び政府においては、下記の項目にわたり、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するよう強く求める。

### 記

1. 中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末（2011年3月）で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
2. 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
3. 2011年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。